

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻77号 95/5 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1995年6月6日(火)PM3~5 申立人(小川)主・反対尋問

(会場：芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

処分の取り消し求め提訴

市芦救援会事務局

一月一七日の阪神大震災により、芦屋市では四月下旬現在でも市内三ヶ所の避難所に千人もの方々が避難されています。多くの会員も被災されており、心からお見舞い申し上げます。そのような中で行なわれた市芦高校入試において、私達の事前の要請にもかかわらず、またもや定員内で九名もの不合格者を出しています。被災地の公・私立高校が中学生の進路保障に取り組む中で、芦屋市教委の対応は異常という他ありません。この期に及んでも教育行政の目が誰に向けられているか、露骨です。

私達は震災により一月提訴の予定を延期していましたが、去る三月二九日に神戸地裁に提訴しました。教員身分を奪う処分の違法性を全面的に争う裁判となります。第一回公判は五月九日ですが、書類提出が中心です。今後、証人尋問等が予定されましたら傍聴参加をよろしくお願い申し上げます。

また、市公平審は六月六日に再開され、小川先生の証言があります。多数の方々の傍聴参加をお願いいたします。

本号で昨年秋の「市芦反彈圧闘争八周年集会」の記念講演記録を掲載しています。講師の川向先生には早くに原稿の点検をいただいておりますが、震災等で通信発行が大変遅れましたことを深くお詫び申し上げます。解放教育運動の第一線ですぐれた実践的研究をされている先生から、同和教育運動の歴史的総括と市芦教育運動の位置付けをしていただいております。会員、関係者の方々のご一読をよろしくお願い申し上げます。

も／く／じ

ご挨拶	市芦救援会 会長 玉本 格	2
市芦分会に連帯し、裁判闘争に勝利しよう	兵高教阪神支部	2
被災者も容赦なく切り捨てる「市芦定員内不合格」	兵高教市芦分会	4
定員内不合格者を出さず、ゆきとどいた教育を求める要請書	芦屋地労協	5
市立芦屋高等学校入学者定員内 切り捨て処分に対する抗議申し入れ書	兵高教市芦分会・兵教組芦屋支部	6
陳述書	申立人 小川 文夫	7
記念講演 さらに深く被差別の子どもの側に立つことを	川向 秀武	19
活動日誌	18/	

ご挨拶

市芦救援会

会長 玉本 格

市芦反弾圧闘争をご支援下さる皆様、久しく御無沙汰いたしました。阪神大震災以後、いかがお過ごしでしょうか。ご無事を心からお祈り申し上げます。

一九九四年一月末日、別件の長瀬事案の裁決書が出されました。この裁定は処分者側の主張を全面的に入れた内容で許すこととはできません。公平委員は何のために貴重な時間を費やしてきたのか納得できません。

長瀬さんがもっとも主張してきたのは「教師として生徒たちとともに感動しながら学ぶことの喜びを続けたい」と腹の底から訴えてきた人間としての気持ちを、一方的につき離した裁定だと許せません。

私は市芦救援会の会長として、ほとんど欠席することなく公平委員会の最前列の席から四一年間の教師生活を回顧しながら聞いて参りました。そして、不服申立人の決意表明や処分者側の答弁をずっと聞く中で、率直に感じましたことは、この事件は当時の教育長や校長・教頭らが結託して組合潰しのためにス

パイ行為や無謀な強制配転をするためにでっちあげようとしてきたことが明かになったことでした。

公平委員会審理を傍聴した方々は勿論、速記録を読まれた方々も、処分者側の人達がしどろもどろの答弁であったことをご存じのはずであります。

「教育とは」何なのか、学校という教育の場はどうなればならないのか、世界の多くの国々が批准した「子どもの権利条約」にもありますように、子どもたちを中心にすえて教師や大人たちは、お互いの信頼関係の中で教育を行うべきであるのに、教育長や校長が子ども無視の職務命令で問答無用の不信関係に陥った学校教育がいかに悲劇的でありましようか。

例えば、最近はやりの「いじめ」の問題にしても、掘り下げれば管理職や教師の信頼関係によって共通理解する学校には「いじめ」の問題は未然に防げることでしょ。

また、このところ数年続いている入学選抜の問題で、定員内の生徒が冷淡に切り捨てられている現象は、親の願い子どもを無視した管理職の非情な姿を浮き彫りにした証拠ではないでしょうか。

これまで市芦の教師たちがずっと子どもの側に立ちきって守り育てて来た教育の真理は、全国の教師たちが学んできた教育でありまし

た。

最初に紹介した別件の長瀬さんに対する裁決書の中に「教員としての採用は最初だけで、本人の同意がなくても他の職種に転職させることができる」という詭弁、こんなことは労働組合法、教育基本法など憲法の精神を無視し民主主義を否定する暴論であります。

ご支援下さっている皆様、千載の悔いを残さぬために、絶対の正義を守り抜くために、今後ともよろしくご支援をお願い申し上げます。

(一九九五年三月五日)

市芦分会に連帯し、裁判闘争に勝利しよう

兵高教阪神支部

三月二十九日、市芦分会は芦屋市教育委員会による処分を取り消しを求める提訴を神戸地裁に対しておこなった。いわゆる市芦処分の不当性は、今日までの公平委員会の審理の場で明々白々となっており、処分者側は窮地に追いつめられている。

本来「公平」であるはずの公平委員会は、「公平」の立場をすてて分離事案に対して、およそ法理論的にも成り立たない内容の裁決

「停職・転任は不当」

労組活動巡り 市教委を訴えへ

労組活動を理由に停職や転任処分を命じられたのは不当、として元市立芦屋高校教諭河村央也さん(四七)、深瀬忠さん(四九)ら九人が二十八日、同市教委を相手に処分の取り消しを求める訴えを神戸地裁に起こす方針を明らかにした。

訴状によると、同高校の英語教諭だった河村さんと理科教諭の深瀬さんは一九八六年九月、無期職場離脱を繰り返したことを理由に市教委から一月分の停職処分を受けた。河村さんらは、労組の執行委員会に出席するため職場を離れたも

ので労組側で認められていた、と主張。市教委は組合活動を妨害するために処分した、としている。他の七人は八六年から八年にかけて、指導主事や指導員として図書館や市教委に同意もなく転任を命じられたとしており、組合活

1995年(平成7年) 3月30日

(毎日)

組合活動理由の停職
取り消し求め提訴
元市立芦屋高の教諭ら
労組組合活動を理由に停職や転任処分をしたのは、教員の身分を尊重する教育基本法などに違反するとして、西宮市西平町、河村央也さん(四七)と元市立芦屋高

の教諭ら九人が二十九日、芦屋市教委(稲畑汀子・教育委員長)を相手取り、処分を取り消しを求めて神戸地裁に提訴した。

訴状によると、九人は、いずれも県高校教職員組合の組合員だった。川村さんら二人は一九八九年九月に無

動に熱心な教員を狙った違法な処分、としている。

田中節夫・同市教委管理部長は「訴状をよく読んで対応を考えたい。九人とも処分は正しかったと考えている」と話している。

3月29日

(朝日)

(読売)

「停職や配置転換は違法」

市立芦屋高元教員が提訴

芦屋市立芦屋高の元教員九人が二十九日、在職中に違法な停職や配置転換処分を受けたとして、市教委を相手取り、処分の取り消しを求める訴えを神戸地裁に起こした。

訴えしたのは、兵庫高教組の同僚教員会長の会長の乱用、社団法人河村さんら二人は八六年九月、「無期職場離脱を繰り返した」として停職一月の懲戒処分を受けた。河村さん以外の

被災者も容赦なく切り捨てる

「市芦定員内不合格」

市芦分会

市芦は建物の破損は少なく、避難者も受け入れていなかったから、一月末には早々に授業を再開していた。二月にはいるともまもなくほぼ平常授業が行われていた。大邸宅の中に立つ市芦といえども、阪神大震災の残した大被害を知らなかったわけではなからう。生徒の中にも被災者があり、教員の中にも被災者はいいた。再開された授業に、寸断された交通網を乗り継ぎ、回り道をして生徒も教員も苦勞して学校へ来ていた。

この被災地で、授業を再開することだけが、それほど急がねばならなかったのだろうか。その上、被災後の生徒の欠席が本当に震災によるものかどうかを点検しろと学校側が主張したという。

確かに、生徒の安否と教員の安否の確認だけはしたようだが、その後、学校として被災生徒への取り組みや、市内の被災者との関わりは皆無に近かった。被災生徒の授業料免除の取り組みも、一人の担任教員が強く指摘するまで学校は放置していた。

市芦が授業を至上のことのようにして再開していた頃、市芦から一望できる市内南部地域では、学校、幼稚園、集会所、各センター、市役所等あらゆる場所が避難所となり、犠牲者の遺体の安置、避難者の生命の維持のための救援活動に、地域住民も職員も懸命であった。あのときは、災害に追い打ちをかけるように寒さが厳しかったから、冷えた体を寒さから保護するための毛布、衣類の確保、食料・水の確保等々、被災者とその支援者によって生きるための営みが昼夜を問わず続けられていた。

そうして、ようやく睡眠をとる場所と防寒具が確保され、食料と水が乏しいながらも被災者に行きわたったようになってきたものの、三月に入ると被災者の上には、将来の不安が重くのしかかってきていた。「あのまま埋もれて死んでいった方が良かった」とぼつりともらず被災者もではじめた。また、命が危うくなるほど持病が悪化し、救急車で病院へ運ばれる避難者も増えてきた。心身ともに疲れは

て、その上に将来の不安がおおい被さっていたのが避難者の状況であつたらう。

血も涙もない仕打ち

そんな状況下で、市芦の入試は行われた。全壊、半壊の被災者も、避難生活の中から市芦を受験した。私たちは、「兵教組芦屋支部・兵高教阪神支部市芦分会」の連名で、また「芦屋地労協」の名で、「定員内での切り捨て反対」の要請を、芦屋市教委及び市立芦屋高校校長宛に行っていた。

にもかかわらず、一九九五年三月二〇日、募集定員一二〇名、受験生一〇七名という状況下で、市芦は今年も九名もの定員内不合格者をだした。不合格者の中には全壊、半壊の被災者も含まれていた。

「血も涙もない仕打ちととられても仕方がない」と居直る芦屋市教委は、一切交渉に応じない。

交渉に応じた市芦校長も、「入試選抜要綱に従った」「被災に関する副申書も考慮した」と繰り返すだけだ。入試選抜要綱に合否基準は定められていないから、定員内の切り捨てと入試選抜要項は何の関係もない。ましてや「定員を充足すべし」との県教委通達も出されている。被災に関する副申書から不合格理由がでてくるはずもない。定員内不合格の合

理的理由も、合否判定の基準も一切明らかにされない。にもかかわらず、「再募集はしない」とだけは繰り返し明言する。

被災地で、人が、生きるということに生身で格闘しているとき、地域の学校として何ができるのか、いかにして生徒や親を励ましていくことができるのか。そういう視点は微塵もない。この事態の中でも、相変わらず入学生徒の生徒管理と、中学校の進路指導に圧力をかけるための見せしめ不合格の必要性が、合否判定の議論の中を駆けめぐったのである。

「いかにも北村市長を看板とする松本教育体制下の、教育委員会と学校らしい」といつてしまえばおしまいが、こうした人権教育権の侵害は許しておくわけにはいかない。被災地内外の公立、私立高校で、被災地の中学卒業生の受け入れが積極的に取り組まれた中で、芦屋市の教育行政の悪どさは際だっている。現在、各所で北村市長（松本体制）の被災地行政が市民の反発を受け、批判を浴びている。私たちは、そうした人たちとも連携して、北村（松本）体制の打破に全力を挙げたい。

と同時に、生徒の進路保障を要求していく私たちの側の教育活動や生徒観が、彼らの価値観とどのように違っているのかを、さらに明確にしていかなければならないと感じていることもつけ加えておきたい。

定員内不合格者を出さず ゆきとどいた教育を求める

要請書

高等学校の義務教育化は、広く社会的に定着しており、芦屋市においては、すべての子供たちが共に学び、共に生きると言う公教育の理念の実現を目指して取り組まれ、その結果、阪神間でも高い高校進学率を実現してきました。さらに、生徒激減期を迎えて、希望者の全員入学を実現する絶好の機会が訪れていると私たちは考えています。しかも、一月十七日の阪神大震災により、多くの市民が被災したことから、その子どもたちの公立高校における就学を真摯に考えていくことがなによりも必要なときといえます。

子どもたちの生活や感性を破壊する受験競争を、二十一世紀まで持ち込むことなく、学校教育の場を生存競争の場とするのではなく、真に「人を育てる」場とするため、貴職の責務は重大であると考えます。

ところが、芦屋市教育委員会は、長年にわたり、「教育改革」の名のもとに、市立芦屋高校の入学試験において、定員内であるにもかかわらず、大量の不合格者を出しました。

兵庫県下はもとより、全国的にも例のない暴挙と言えます。

「教育改革」開始後入学してきた生徒たちが九十年以来卒業していききましたが、入学試験で切り捨てた後も大量の留年生・退学生を出し、卒業生を激減させています。これは、教員定数を大幅に削減し、ベテラン・中堅教員が一挙に強制配転させられたことにより、市立芦屋高校の教育活動が大変な支障をきたしているからと考えます。

こうした点に鑑み、市民の要望と信頼にこたえるためにも、広く市民の声を聞き、開かれた教育行政を行い、ゆきとどいた教育の実現を目指すため、以下の内容を要請いたします。

記

- 一、市立芦屋高等学校の入学希望者を定員内で切り捨てないこと。
- 一、市立芦屋高等学校の教職員定数を引き上げるとともに、強制配転した教員を現職に復帰させ、ゆきとどいた高校教育を保障すること。

一九九五年三月十三日

芦屋市教育委員会 議長 久堀英次
芦屋市教育委員会 教育長 三浦 清 殿

一九九五年三月二四日
芦屋市立芦屋高等学校
学校長 波平憲二様

芦屋市立高等学校教職員組合執行委員長
兵高教阪神支部芦屋市立芦屋高等学校分会長
小川文夫
兵庫県教職員組合芦屋支部部長
前川耕造

市立芦屋高等学校入学者 定員内切り捨て処分に 対する抗議申し入れ書

阪神大震災は、芦屋の児童生徒たちにも甚大な打撃を与え、その惨状は貴職も十二分にご承知であります。

被災から二ヶ月を過ぎても被災者の状況は深刻さを抱え込んでいます。親を失い、子どもに先立たれ、住居を失い、その悲しみを癒すすべもなく立ち尽くす中で、時間だけが経過していきます。それでも家族が支え合い、隣人が励まし合い、立ち直りへのきっかけをつかもうと必死の努力が重ねられています。

今春中学を卒業し、高校進学を目指した生徒とその親の心中もそうした思いで一杯であったはずで、生活の基盤を根こそぎにされながら、それゆえ学校教育への期待をかけて高校進学を目指した子どもと親の思いは痛切

です。学校を支えにして、友だちを支えにして、人生の一大事を乗り切ろうとする子どもたちを励ますことが教育に携わるものの仕事でもあります。

ところが、今年度も、募集定員一二〇人に對して一〇八人の入学志願者しかなく定員割れをおこしました。今年こそ、受験者の全員入学が認められるよう申し入れをしたところですが、非常に残念なことに九人の生徒が（すべて市内の中学卒業生）定員内にもかかわらず、今年も地元高校への進路をふさがれてしまいました。私たちは、苦境にある子どもと親を切り捨て、公教育としての責務を放棄した「血も涙もない」定員内大量不合格を断じて許すことができません。このことに関して、以下の通り抗議並びに要請をいたしますので貴職の御回答を求めます。

記

一、定員を充足していないにもかかわらず、今年も入学希望者を切り捨てた貴職の教育理念は、教育の可能性を一切認めず、いわゆる「いい子」「受験学力のある子」のみに視点を当てているとらえざるを得ないが、あらためて、貴職の高等学校教育に対する見識を伺いたい。

二、九人の生徒たちは、「兵庫県高等学校入

学者選抜要項」に基づくどのような観点で不合格になったのか、明らかにされたい。すでに「定員を充足すべき」旨の通知が出されているが、本年は特に、「今回被災した生徒にかかわる可否判定については、被災状況副申書を勘案して総合的に判定する」と県教委は回答している。今回の定員内不合格者の中にも住居が全壊した生徒が含まれているがどのように判定したのか明らかにされたい。

三、募集定員を大幅に割り込んでいる現実から考えても二次募集の実施を行い、今回の不合格者も含め再度進路保障の観点に立った取り組みをすべきであると考えているが、貴職の考えを伺いたい。

四、このように例年にわたって切り捨てが続くことによって、中学校現場での「進路指導」がたいへんやりにくくなっていることを考慮し、中学校への早急な説明に足を運ぶべきであると考えているが、この点具体的に考えておられるかどうか明らかにされたい。

五、上記の諸点について、市芦分會代表、市内三中学分會代表、兵教組芦屋支部代表を交えた場を、三月二十九日までに設定していただきたい。

以上

陳述書

不服申立人 小川文夫

六二年(不)第三号事案

和六二年度(不)第三号事案について、以下のとおり陳述します。

1. 本人経歴

(1) 芦屋市立芦屋高等学校教諭

としての採用と校務分掌歴

私は一九七六年一月五日芦屋市立高等学校教員(臨時助教諭)として採用され、同年四月一日付けで教諭として採用されました。人事異動通知書には「芦屋市公立学校教員に採用する 芦屋市立芦屋高等学校教諭に補する」となっています。(甲第三〇五号証)

採用されるに当たって芦屋市教育委員会(以下「市教委」という)の教育長室において当時の教育長である芝田教育長から、「市芦に骨を埋めるつもりで頑張ってください」と激励を受けました。

市芦では一四回生一年二組の担任として教師生活が始まり、一九八七年に配転処分を受けるまで、一四回生、一七回生、二〇回生、

二三回生と二一年三ヶ月クラス担任をしてきました。

校務分掌では一九七六年度から一九八四年度まで生徒指導部、一九八五年度から一九八六年度まで総務部を担当していました。

クラブ顧問としては創設されたばかりの空手道部の顧問を配転処分を受ける一九八七年三月まで一一年三ヶ月担当してきました。

二三回生を卒業させて、二六回生の担任をする準備をしているときに思いもかけない配転処分を受けました。四回の卒業生を送り出し新年度から始まる担任生活を楽しみにしているときでした。

私は一一年間、一度も異動を希望したことはありません。

2. 異常な処分経過

(1) 配転処分の通知

今回の配転処分については一九八七年三月二八日に自宅に前田校長名で、「異動について(通知)」という見出しのついた書面が速



達で送付されてきました。(甲第三〇七号証)この書面は公印も私印もない文書でしたので、とりあえず内容を確かめるために前田校長宅に何度も連絡を取ったのですが、一度も連絡が取れませんでした。

通常、異動の内示を伝えるときは本人に直接会って伝えられるものです。また、異動についてそれまで、私に対して意向打診などは全くありませんでした。四月一日の辞令交付まで校長とは一切の連絡が取れないままでした。配転処分を確認できたのは、三月二十九日に市役所内に張り出された内示一覽によってでした。それでも半信半疑のまま四月一日の辞令交付に臨みました。辞令交付は配転処分を受けた私を含めた六人だけが、他の異動者とは一時間も時間をずらされた一時からでした。この事実、処分者側が私たち六人だけを異常に特別視した事を物語っています。

(2) 離任式も行われない異常な異動

通常、新年度に入り異動にもなつて離任式が行われます。私たちの再三の要請にもかかわらず、また学内にいる教師たち、また組合からの要請にもかかわらず離任式は行われませんでした。私たちは在校生と別れの挨拶もできないまま学校を去らなければなりません。

離任式について前田証人は、「離任式を今までにできなかった例はない。鈴木先生の離任式のとくに一時間かかったから六人では長時間になる。」(第二〇回前田証言P二〇)あるいは、「生徒の前で校長、教頭あたりの抗議めいたことをやるようなことは、教育上好ましくありませんので、私のほうで決めた」(第二〇回前田証言P二二)と証言しています。

自分達が自信を持って行った異動について何を言われる事を恐れるのでしょうか。また私たちが生徒の前で長時間にわたって校長、教頭を名指しで抗議するともいうのでしょうか。鈴木先生の離任式においてもその様なことは一切ありませんでした。通常の離任式すらできないことにも今回の異動の異常性を端的に表わしていると言えます。

つたとき、職員、保護者から「えっ、なんで高校の先生が」と驚きと戸惑いで迎えられました。と同時に私自身も始めて乳幼児担当であると知らされ大変戸惑いましたし、それ以上不安と恐れを感じました。事実私がみどり学級に勤務していた五年間に二人の子供が亡くなっています。

ちなみに、理学療法士(Physical Therapist)とは、四肢や体幹の筋緊張のアンバランスを直し、筋力を高め、骨・関節の配列を整えたり、変形を矯正して運動機能の基礎を作り、体位の変換や移動運動の機能を高めることを専門とする職員です。作業療法士(Occupational Therapist)とは、具体的な活動や作業を通して、目的のある動作がよりスムーズに行えるようにし、摂食、更衣、排泄などの日常生活の諸動作を訓練指導します。また様々な感覚器によって外界からの刺激を受け止め、適切に反応してその環境に正確に適応することができるよう、触覚、前庭覚、固有受容覚などの感覚刺激を与え、それらを統合させながら訓練を行う専門職員です。

脳性マヒを持つ乳幼児は障害の程度、身体機能の発達の程度が、一人一人全く違います。その子その子にあった訓練プログラムを作成し、実行していくことはかなり専門的な知識経験が必要とされます。

3. 人事異動手続きの問題点

滝山陳述書(一)と同じ

4. 教員身分を奪う人事異動

滝山陳述書(一)と同じ

5. 配転の必要性について

滝山陳述書(一)と同じ

6. 配転先の公務の必要性とその不存在

(1) みどり学級で必要とされたのは

乳幼児担当職員

(ア) みどり学級からの

乳幼児担当職員の要請

一九八七年四月一日、分庁舎二階大会議室においての辞令交付のとき、前管理部長小林から初めてみどり学級で勤務することを知らされました。

みどり学級とは、一九六七年、精道小学校肢体不自由学級として県の認可を受けたときに、当時の芦屋市長渡辺万太郎が、この肢体不自由学級に命名した呼称です。(甲第三〇八号証P九二)

処分者側は「〇才から成人までの肢体不自由児・者の教育・訓練の施設である肢体不自由

機能訓練法には、ボバース法、ボイター法、ドーマン法、感覚統合法、動作法(心理リハビリテーション)などがあります。その他に言語障害に関する様々な言語機能の改善を目標とした治療法として言語療法、絵画を媒介とする心理療法の一つである絵画療法などがあります。

いずれも専門的な技能、知識が必要とされます。機能訓練に關していえば、訓練資格を持つている理学療法士であっても、乳幼児の機能訓練ともなると、ボバース法、あるいはボイター法などといわれる特別の訓練法を習得するために研修を積みなければなりません。いづれにしても重度の障害をもつ乳幼児の訓練等については医学的な知識を含め、機能訓練についてもかなり専門的な知識が必要とされます。

(ウ) 市教委の重症脳性マヒ乳幼児に

対する認識のお粗末さ

例えば重傷の脳性マヒ児は骨格の未発達と筋緊張のため股関節脱臼が頻繁に見られます。しかし素人ではそれがなかなか分からず、やっではならない機能訓練を続けることがありますが、配転直後、市教委の障害児担当係長の山本が来級したとき、私は、「機能訓練についてなんの知識経験もない私を配転することはあまりにも無責任なことではないか」と抗

由児学級(みどり学級)を充実させるため、職員の増員を痛感していた。」(答弁書)と私の配転理由をあげています。

みどり学級では、私が配転された一九八七年乳幼児部が設置されています。一九八五年みどり学級の運営の基本について諮問、決定するみどり学級運営委員会は、みどり学級運営委員長・小原正義の名前で、乳幼児部設置に向けて「障害乳幼児担当職員の配置について」という要求書を提出しています。(甲第一三三三号証)この要求書は、他都市では肢体不自由乳幼児のための施設が設置されていることを明らかにする事で、みどり学級の乳幼児の機能訓練の充実を図るための職員配置を要求しているものです。それを受けての職員の増員配置であったはずですが。

(イ) みどり学級に配置されるべき専門職員

肢体不自由の乳幼児の訓練の充実を図るための職員という事であるならば、理学療法士、あるいは作業療法士といわれる資格を持つている専門職員が配置されるべきなのです。理学療法士、作業療法士とも国家試験に合格した有資格者です。(甲第三〇九号証)事実私が市民センターに再配転された翌年の一九九三年に理学療法士が配置されています。

以上の事から、私が始めてみどり学級に行

議しました。そのとき山本は、「見よう見まねでやっても良かったら良い」と答えたことは啞然とした覚えがあります。この山本の発言は乳幼児の訓練についての市教委の認識のお粗末さ、不真面目さを如実に表しているのです。

(エ) みどり学級の職員構成

私がみどり学級に配転されたときの職員構成は、処分者側第一準備書面で主張のように、富永繁男(施設長、指導主事)、小西益男(潮見中学校障害児担当教諭)、頼田すゞ子(浜風小学校障害児担当教諭)、浦山友里(浜風幼稚園障害児担当教諭)、森下新一郎(浜風小学校校務員) 沢津橋徳三(浜風小学校運転手)、小川文夫(指導員)でした。

幼稚園児担当は浜風幼稚園教諭、小学生担当は浜風小学校教諭、中学生担当は潮見中学校教諭が配置されています。彼らは各学校の校内分掌上の障害児担当教諭です。本来なら浜風小学校の校内に障害児学級の教室が、また、潮見中学校の校内に障害児学級の教室がそれぞれ設置されていることになるのですが、浜風小学校、潮見中学校とも各学校の敷地外であるみどり学級にそれぞれの障害児学級があることから、各学校園から障害児担当教諭がみどり学級に通動しているわけです。

私の担当は、級務分掌で明らかのように毎日の機能訓練が必要とされていた乳幼児部でした。(甲第一四三号証)

処分者側は第一準備書面で申立人は「概ね一五才以上の八人を担当する」と主張していますが、甚だしい事実間違いです。この第一準備書面は一九八七年一〇月一三日に出されています。私が、みどり学級に勤務して半年も経った後の書面が、このように事実関係を歪曲して主張する事が不可解でなりません。これは明らかに私が乳幼児担当であったと言う事実を隠したためとは思えません。

(2) 申立人の職務内容

(ア) 乳幼児の障害の状態

私が配転された当時、中学生以下のすべての子供は大変な重度障害児たちでした。その子供達のほとんどは何らかの大きな病気、あるいは事故の後遺症が原因となって脳性マヒとなった重度障害児たちです。

先天性小頭症による脳性マヒ、重症仮死後遺症・大脳萎縮、髄膜炎脳炎併発後遺症による脳性マヒ、周生期障害後遺症・脳萎縮、低酸素性脳症後遺症、水頭症後遺症、脳挫傷・脳血腫、レンノックス症候群等々です。

上記の子供達のほとんどは自分で動くことも食べることもできません。発語もありません。抵抗力が非常に弱く、人が(沢山)いる

ところへ行くとすぐ風邪を引いてしまう。風邪を引くと肺炎に移行しやすく、長期入院を強いられ、時にはそのことにより命に関わってしまうこともあります。ウイルス感染による多臓器不全に陥ってしまう、常在菌(正常な人や動物の皮膚、粘膜の表面に定着している微生物の集団)にやられてしまうなど、健康といわれる人には考えられないようなことが何時起ころともおかしくない状態であったりすることもあります。また、ほとんどの子供が難治性のでんかん発作を併せ持っています。身体的特徴として、マヒや筋緊張の強い子供が多く、そのため成長にともなって、股関節・足首関節の脱臼、関節の拘縮、身体の歪み(側湾)などが顕著です。

(イ) 私の職務内容

乳幼児の訓練・介護

日常の職務内容としては一人一人の子供に対してのペタニング、マッサージ、音楽保育の時間の補助介護、昼食時の配膳、食事介護、食器の片付け・食器洗いなどであり、時にはスクールのバス添乗、トイレ介護、草むき、プールの清掃などがありました。

みどり学級の一日はスクールバスで市内に住む学級生を迎えに行く事から始まります。スクールバスの添乗は不定期で、介護の職員が休んだ時、あるいは雨天の時などその時の

状況に応じて添乗していました。またスクールのバスの運転手が休暇のときはタクシーを使って生徒を迎えに行きます。四〇キロから六〇キロある人間を抱えて、バスを降り降りして狭いバスの席に着かせるのはかなり力の大変な仕事でした。

九時すぎ学級生が全員揃ったところで朝の体操を始めます。一人で二人から三人の子どもを担当します。

九時三〇分から午前中の訓練が始まります。みどり学級では訓練法としてドーマン法が取り入れられていました。ドーマン法の一日のプログラムは膨大なものですので、プログラムの一部であるペタニングを中心に訓練をしていました。ペタニングとは脳障害児の訓練の中の一つの訓練法です。主として腹這いをするときのペタニン(動き)を子供に教えるのが目的です。この訓練をするにはかなりの人手がいるため、三才以下の子どものお母さんだけでなく、ほとんどの学級生のお母さんが毎日お手伝いとして来られていました。

このペタニングの訓練とマッサージが私の仕事のほとんどでした。

昼食時間は食事介護です。自分の食事しながら、一匙づつ食べさせるわけです。脳性マヒ児は嚥下反射の未発達により口からこぼれたり、むせたりすることが多く、また咀嚼

反射も舌の動き、下顎の運動など協応運動が困難なため咀嚼が旨くできないなど、食事介護もその子その子に応じた指導が必要でした。

処分者がいうように障害児教育に熱意があっても、熱意だけでできるものではありません。重度の身体障害を持つ乳幼児に対する訓練、介護に対しては専門的な知識経験をもった人が携わる事は常識であります。

午後からも訓練を中心として、音楽保育の補助、散歩などが仕事でした。そのほかに体重のある成人部の学級生を学級内で移動するとき、車椅子に乗せるとき、トイレへの移動のときなど、その都度抱きかかえて運びます。みどり学級における仕事で苦痛であったこと、嫌であったことは何もありませんでした。しかしながら、私の高校における社会科教師としての能力、知識、経験、専門性を生かすものは何もありませんでした。

(3) 配転先に関わる身分変更

(ア) みどり学級の沿革

一九六七年、精道小学校は県教育委員会より肢体不自由児学級一クラスの認可を受けています。(甲第三〇八号証P九二)これが「みどり学級」の始まりでした。前述したように、この精道小学校肢体不自由学級につけられた呼称が「みどり学級」です。翌年の一九六八年、精道中学校が肢体不自由学級一クラス

を設置しています。(甲第三〇八号証P九四)

そして、一九八一年、浜風町に今の施設ができ現在にいたっています。その間に一九七九年、成人部が設置され(甲第三〇八号証P一三四)、私が配転された一九八七年に乳幼児部が設置され(甲第三〇八号証P三一)、現在に至っているわけです。精道小学校の肢体不自由学級に対して呼ばれていた「みどり学級」という呼称が、精道中学校肢体不自由学級、そして成人部、乳幼児部が設置されていくことで、乳幼児から成人までを含め「みどり学級」と称されるようになっていくわけです。

(イ) 肢体不自由児通園施設

乳幼児部について言えば、前述したように子供達の障害は大変な重度です。そのため近隣諸都市ではみどり学級の乳幼児部に通級する子供たち、つまり重症心身障害児のための肢体不自由児通園施設が設置されています。(甲第一三九、一四〇号証)

このような肢体不自由児通園施設の大きな特徴は、医師と医師の指示のもとに機能訓練に携わる有資格者の訓練士が配置されていることです。この肢体不自由児通園施設の施設最低基準は、厚生省令第六三三号児童福祉施設

最低基準第六九条の四に規定されています。(甲第三〇九号証)この第六九条の四には「

肢体不自由児通園施設には、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保母、看護婦及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。」と規定されています。しかしながらみどり学級ではこの最低基準さえも全く満たされていません。それどころか乳幼児担当に高校教員を配置するという異常な事を平気でやっているわけです。乳幼児の機能訓練について何の知識、経験、資格もない高校教師を乳幼児担当職員として配置することなど考えられないことなのです。市教委はみどり学級がある事で、肢体不自由児・者の生涯教育の充実を標榜しているのですが、重度の乳幼児に対する対応に置いても分かるように実態はあまりにもお粗末であり、知識、経験、資格もない高校教員を配置するなどという非常識極まりないことをしているわけです。

(ウ) 設置管理条例のないみどり学級

一方、浜風町にある現施設が建設されるに、小・中学校の肢体不自由学級の設置という事で国庫補助を受けています。みどり学級というのは本来小学校、中学校の障害児学級(肢体)なのです。つまり市独自の施設と

して設置管理条例を作ることができないので、そのため、市の条例にはみどり学級の設置管理条例はありません。私の辞令にも「指導部学校教育課勤務を命ずる」としか記載がないわけですが。また審理廷においてもみどり学級の位置づけについては、処分者側は一切明らかにできていません。「みどり学級には設置管理条例はありますか」という申立人代理人の質問に対し、「忘れました。知りません。」と小林証人は答えています。〔第四〇回小林証言P二五〇P二六〕知らないはずはありません。

(イ) 明らか職種変更

みどり学級については芦屋市例規集の中の第二章処務の「芦屋市長の権限に属する事務の事務委任に関する規則」第二条(八)に「就園前(〇才〜三才)及び義務教育終了後の肢体不自由生涯学級の事務に関する事」と

いう一項があります(甲第一三四号証)。が、この規則にある肢体不自由生涯学級なるものが一体何を指すのか明らかではありません。また、第二条(八)だけが他の項目と違って委任内容が非常に曖昧なものです。例えば他の項目では、(一〇)「学校使用料に関する事」と具体的な事務の内容が規定されています。

しかも(八)の委任内容が事務に関する事となつています。本来事務とは書類などの処理であるにもかかわらず、私のみどり学級における職務内容は、本来、通園施設に配置される専門職員が行う機能訓練或いは介護でした。このようなことまで委任することが事務委任となると思えません。

また、委任事項が「就園前(〇才〜三才)及び義務教育終了後の肢体不自由生涯学級の事務に関する事」とですから、障害者に関する事務については福祉事務であるわけですから、私のみどり学級における職務内容が福祉に関わるものであることは明らかです。たとえ芦屋市内部において市教委が、この規則に基づいて「就園前(〇才〜三才)及び義務教育終了後の肢体不自由生涯学級の業務」を実施していてもすべて福祉に関わるものといえます。

特に、乳幼児について言えば、市教委がこの子供達の受入れを保障するならば、肢体不

自由児通園施設としての設置基準を満たしていなければなりません。私は当該施設に配置される職員(理学療法士、作業療法士、保母等)と同じ業務を担当させられていたわけでも、無資格であっても教諭の職から上記職員の職へ職の変更をさせられたわけですから、明らかな職種変更であり、地公法上の不利益処分です。

7. 本人特定理由の不合理性について
(1) 申立人の特定理由の不合理性と矛盾

今回の配転処分においてなぜ私が特定されたのか、また新年度からは文科系重視のカリキュラムになり社会科の単位が増えることが明らかであったにもかかわらず、なぜ社会科から二名もの教員を配転しなくてはならなかったのか、納得いく合理的な理由は一切在りません。

私が配転された理由としては、「在職年数が通算約一年となった。持ち上がり三年生を卒業させた。また、障害児教育に熱意があった。」(答弁書)という三点の理由があげられています。

理由の一点目についていえば、一九八七年度の人事異動方針書によれば「現任校にひきつづき一〇年以上の者については、特に配慮

する。」(甲第二一八号証)という一項がありますが、社会科教員に限って言えば五名の教員のうち四名までが一〇年以上です。ただし、滝山は一九八〇年市教委へ強制配転を受けており、ひきつづき一〇年以上とはなりません。

「持ち上がり三年生を卒業させた」ことを配転の理由の二点目にあげていますが、「持ち上がり」については、市芦で書面などで明確にされているものでもなく、必要に応じて学年間の移動の例はあるわけです。しかも、三学年担当の小川、滝山、吉岡、麻田、森村、石橋の六名を異動させたことは、「持ち上がり」そのものを処分者側自ら解体したといわなければなりません。事実、新年度の任命主任制における教員配置は持ち上りを完全に破壊したものと云えます。それゆえ、処分者側が「持ち上がり」を異動理由とすること自体自己矛盾です。「持ち上がり」を理由とするならば、「持ち上がり」がスムーズに行えるように、各学年から均等に異動するべきなのです。

本来人事異動に当たっては、教員数のみならず教科の科目数、専門科目のバランスを勘案し、新年度体制を考えて人事異動計画が成されるべきです。当時の社会科教員の専門科目は私が倫理社会、滝山・吉村・石原が日本史、潮海が世界史でした。教科専門科目のバ

ランスからいうと私は異動の対象にはなりません。今回の人事異動は、教科の実態をすべて無視したものです。

次に理由の三点目に、「障害児教育に熱意があった」(答弁書)「異動直前の三年間障害生を担当していた」(第一準備書面)が異動理由になっているわけですが、これについても市芦において特別私だけが障害児教育に熱心であったということはなく、「非常に多くの先生方も熱心であった」(第二〇回前田証言P一九)と前田証人が証言しているように、すべての教員が等しく障害児の教育に携わっていたわけでは

市芦では一五年間障害生を受け入れてきました。障害者の自立と解放を目指し、また彼らの活動の場として、障害者解放研究会がありました。障害生が市芦を卒業し、社会的に自立していくためには、いろいろな手立てを必要としました。身辺自立や、機能訓練に向けた諸活動(合宿、ハイキング、水泳訓練、文化祭公演)それぞれの生徒の進路に向けての職場実習や交通訓練(担任をした生徒の場合、市内授産所での一年間の実習訓練)などがそうですが、これらの生活指導は、障害生に密着した障害者研究会の顧問を担当した私はこの障害者解放研究会の顧問を担当したこともなければ、一一年間の担任生活の中にあって初めてこの三年間障害生を担当したわ

けです。障害者解放研究会の顧問は、社会科担当の教員で言えば長年、吉村が担当してきました。(甲第六九号証)

上記述べてきたように処分者側のいう三点の理由だけでもって、なぜ私でなければならなかったのか納得のいく理由はありません。

井上メモ(甲第二七号証)で明らかのように、初手から私と滝山を配転する事が考えられていたと言ふ事は明らかです。

8. 社会科教員の大幅減員に伴う芦屋高校の教育的混乱

(1) 一九八六年度途中の鈴木教諭の強制配転に伴う学校の混乱

一九八六年一〇月一日の鈴木教諭の強制配転に関連して、鈴木教諭の担当科目の持ち時間について、他の社会科教員に割り振る職務命令が一〇月三日に出されました。四人の教員が一クラスづつ担当するというものでした。鈴木主尋問にもあるとおり、教科指導については四月当初一年間の計画を練り、その計画に基づいて授業を進めていきます。教師も生徒の学力実態を踏まえ教案を練ります。そのような中で当時「水の授業」がなされていた。一人の教師が、担当している生徒のことを十分に考えて行なってきた授業を突然明日から交替して行うことは不可能なことなの

です。労力と時間を費やし、資料収集をし、自分の思いを込めて作った教案を使って、私が変わって授業をしても、生徒に十分理解させる事はかなり困難な事です。授業として成立しないといっているでしょう。

教科担任として一学年四クラス全員を担当することに、くまなく学年の生徒を把握する体勢があったのが完全に崩れてしまい、教科指導上も丁寧な指導は困難なものになりました。生徒にとっても年度途中突然先生が代り、そのうえ授業内容まで変わると言う事は大きな不安と共に、学校への信頼感も損なうことになったといわなければなりません。

また、私は当時三学年の担任をしており、就職生の指導、進学生の大学推薦の時期であったと同時に、とくに就職生にとっては採用後の指導、不採用になった生徒に対しては再度の就職指導と大変多忙な時期と重なったところに、突然他の科目を担当させられる事は教材作りの上だけでいっても大きな負担を受けることになりました。このことは生徒にとっても大きな負担を背負わせることになったと言わなければなりません。

学校の実態を無視した市教委並びに管理職の対応は許せるものではありませんでした。

(2) 大幅選択制に伴う社会科時間数の増加と時間講師の採用

滝山陳述で詳しく述べられているので補足的に陳述します。

処分者側は一九八六年七月に教員の総意で決まったカリキュラムを不承認にし新カリキュラムを一方向的に押し付けてきました。新カリキュラムは他市の市立高校のカリキュラムをそのまま引き移したもので、市芦のような小規模校には全くそぐわないものでした。そのことについては、滝山陳述書でも詳述しています。また、新カリキュラムに対する問題点について社会科教員一同として批判する見解を出しました。(乙第七五号証)

普通の県立高校の場合、一学年八クラスとして、一つの教科で二単位ものの教科であれば週一六時間となり、教案は一週間に二教案ですむわけです。ところが市芦のような小規模校に多数の選択科目を設置することは、一人当たりの教案作成数を大幅に増加させてしまい授業研究などできないことは明らかでした。

新年度の時間数は前年の時間数を越えた八三時間となりました。

加えて、「文科系統の学校ならざるを得ないというか、生徒の希望とかで、そういう方向になるかと思っていた」(第一九回前田証

言P二一)と証言していることも合わせ、新カリキュラムで考えた場合、新年度の社会科の時間数は増えることはあっても減ることはなかった事は分かったことでした。最低でも社会科の教員は五人必要であった事は明らかです。私と滝山を配転する理由はどこにもありません。

時間数が増えたらうえに六人の社会科教員が三人体制になったわけですから、混乱が起らないはずがありません。新年度の社会科は大量の時間講師を採用しなければならなくなりました。

処分者代理人の「六人が異動されてから、学校の教育を実践して行くという中で非常に混乱が生じたか」という問いに対し、前田証人は「特にありません」と証言していますが、(第九回前田証言P二八)余りにもひどい嘘とその厚顔無恥ぶりに驚くばかりです。

小林証人は「社会科の時間数は減ると三月に校長から聞いていた」(第三七回小林証言P一九、二七、二八)と再三証言しています。小林証人は「校長は各先生からその報告はしてもらえないという状態やからある程度は推測で考えていくと……」(第三七回小林証言P二四)と証言していますが、各先生方は新年度に向けて、不本意ではあったけれども作業を実行していました。しかし集

約した希望調査を校長に渡すにも校長は学校に姿を現さず、三月二四日の終業式にさえ管理職が二人とも居ないという異常な状態が続いたわけです。集約された希望調査表は指示されたとおり教頭の机の上にならず高く積まれており、ホコリがかぶっていました。管理職が学校に姿を現したのは四月一日です。顔を合わせるにも合わせることができず、選択科目の調査表を渡すにも渡せない状態であったわけです。

「カリキュラムを作成する段階が遅れ、生徒の希望の人数によってこういうアンバランスがでてきたというような点、私の方も申し訳ないと思っています。」(第一九回前田証言P三八)と証言していますが、教科のバランスを考えるより先に、小川、滝山を市芦から排除することだけを考えたといわなければなりません。

9. 私の教育権・教員としての

諸活動の阻害と不当労働行為

(1) 市芦における私の教育活動

私は市芦において一一年間と三か月担任生活を送ってきました。担任として教師生活を送ってきたことは、私の教員生活の重要な柱であり誇りでした。私が担任に強くこだわってきたのは、教科の担任だけでは関われない

生徒の生活実態にまで深くかわかり、生徒との絆をきずいていくことに教師としての大きな喜びを感じていたからです。新入生を迎えクラス担任として子供達の前に初めて立った時の私の言葉は、「全員で三年生を迎え卒業しよう」というものでした。なぜこのようなことを言うのかと言えば、他の申立人も陳述しているように、市芦に入学してくる子供たちの多くは、生活の上で、また社会的に重い課題を背負って市芦に入学してきた生徒たちでした。貧困家庭の生徒、母子家庭、あるいは父子家庭の生徒、また、部落出身生徒であり、在日朝鮮人生徒、障害をもった生徒であるわけです。いづれにしても一五才そこそこの子供がかかえようにもかかえられないものを背負って高校の門をくぐってきました。中にはその重さを背負い切れず、生活が荒れていく生徒もいるわけです。

例えば、一七回生二組の場合、この教室の生徒たち三二名のうちには、母子家庭の者四名、部落出身生徒二名、日朝混血生徒一名、障害者を家族に持つもの三名、一見何不自由なく生活していると思えている者でさえ、母親が違いその事で悩んでいるものが二名、在学中に両親が離婚したものの二名、大家族で、行けない者などでした。この子供らのうち、何らかの奨学金を取得する者が一〇名いまし

た。奨学金を取得する事ではか高校を続けられなかったという現実があったわけです。このような生徒たちに対し、後期中等教育を保障するために市芦の存在がありました。

このような生徒達を目の前にしたとき、私の教師としての仕事は、高校を無事に卒業させることに全力を挙げることでした。様々な重い生活課題を背負っている生徒たちが三年間高校に通い続けることは大変な事でした。そのためにクラスの生徒同志の繋がりを作ることが市芦の教師として重要な仕事でした。生徒同志の励まし支えあい学校へ通い、進級し、無事卒業していった生徒の数は数知れません。

次に掲げる文章は三年間担任した生徒の卒業式の答辞です。

「今、卒業を目の前にして、私の気持ちは卒業が本当の自分の中に来たということのうれしさと、今この場所にはいない友達がある事の重さまで複雑です。

私も、今ここにいない友達と同じように、何回も高校をやめて働こうと思いつつ三年間でした。それでも今卒業を目の前にできたのは奨学金を取ってきたからです。私が奨学金を取り始めたのは中学一年の時です。なぜ取ったかという、私の家は小さいころからずっと必死で働いている両親なのに、生活は